

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

## 役務取引許可申請書

経済産業大臣 殿

申請者  
 氏名又は名称  
 及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 住所・居所  
 又は所在地 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

申請年月日	_____
※許可年月日	_____
※許可番号	_____
※有効期限	_____

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要

- (1) 取引の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (2) 取引の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 役務取引期間 \_\_\_\_\_
- (4) 利用する者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (5) 利用する者の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_
- (6) 役務の内容 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_
- (7) 取引の相手方が技術情報を受領する場所 \_\_\_\_\_

2. 支払等の関係

- (1) (△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領) の別 \_\_\_\_\_
- (2) 支払等の金額 \_\_\_\_\_
- (3) 支払等の時期 \_\_\_\_\_
- (4) 支払等の相手方の氏名又は名称 \_\_\_\_\_
- (5) 支払等の相手方の住所・居所又は所在地 \_\_\_\_\_

※上記申請は、

外国為替及び外国貿易法第25条第 項の規定により 外国為替令第17条第2項の規定により 外国為替令第18条第4項の規定により 外国為替令第18条の3第2項の規定により	}	許 可 する。 しない。
外国為替及び外国貿易法第25条第 項及び第67条 第1項の規定により 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令 第17条第2項の規定により 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令 第18条第4項の規定により 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令 第18条の3第2項の規定により	}	下記の条件を付して許可する。

条 件	
-----	--

経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_  
 記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所（当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他）を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

〔 外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定により許可を受けた許可証に  
ついては、記載する必要はない。 〕

送金（又は受領）年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は 電子決済手段等取引業者等確認欄